

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年5月28日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳		1市4町2村 ^{※1}	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツ等)		1市4町2村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※2}
	アブラナ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	1市4町2村 ^{※2}	—
	カブ	1市4町2村 ^{※2}	—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原木シイタケ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—
	原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)	南相馬市 いわき市 楢葉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
穀類	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村	—
水産物	フキ	葛尾村	—
	フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
	フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
	ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村	—
	ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	—
	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ユズ	福島市、南相馬市	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、駿川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社川金発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)を除く。)	新田川 (支流を含む。)
肉	ウゲイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流点から下流の部分に限る。)並びに東京電力株式会社川金発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社川金発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	水産物7種 ^{※10}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※11}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
肉	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※12}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉町	—
	ノワサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

日付け指示に由り設定された連廻避難区域に限る。) 及び被災館・平成24年6月15日付で付与指示に由り設定された連廻避難区域に限る。)

※2 南アルプ斯市平成24年4月30日付け「指示に該当された福通選択困難区域に関する指針」、高岡町「平成24年4月30日付け指針による設置に係る福通選択困難区域に関する指針」、八代市「平成24年1月30日付け指針による設置に係る福通選択困難区域に関する指針」、飯塚市「平成25年3月15日付け指針による設置に係る福通選択困難区域に関する指針」及び飯村町「平成24年6月15日付け指針による設置に係る福通選択困難区域に関する指針」。

※福島県庁北館、柏原市・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市・都路町・船引町・中山小学校及び宇沼、常磐町・原町並びに市内北部有林福島森林理番課251林班の一部、252林班、253林班部の一部、258林班並びに270林班まで、283林班から300林班まで及び303林班並びに303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力

（佐久市）相模原市（相模原市）、北足利市、昭和町、足利市、沢田町、北川町、相模原市（相模原市町村に限る）、川口市（川口市町村に限る）、八王子市（八王子市町村に限る）、八日市（八日市町村に限る）。

次を除く(区域に限る)。下江井、小坂、塙谷、米ヶ原、木下、鶴谷、大字(田原町)字、田原町、宇佐町内、宇佐勒町、宇佐御厨町、宇佐中、宇佐西町内及び宇佐高林の区域に限る。又、太原町、宇佐町用城の区域に限る。また、庄内町有林部森林整備課は2014年6月18日付で2013年度庄内町森林保全地区除く区域に於ける伐採作業を実施する旨の許可を交付された。

に限る。)、伊達市(旧・猪俣村、旧・田代村、旧・富成村、旧・田町)、小国村(旧・白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに内村内有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧・玉井村の区域に限る。)、広野町(裕美町、川内村及びみやま村、長泥並びに内村内有林磐梯森林管理署2340林班及び2305林班及び2312林班までを除く区域に限る。)

*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された福島困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗代町・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された福島困難区域を除く区域に限る)

区域を除く)に限る。」大船町(平成24年11月30日付け指しにより指定された禦園囲区域を除く)に限る。」、双葉町(平成25年5月7日付け指しにより指定された禦園囲区域を除く)に限る。」、浪江町(平成25年5月4日付け指しにより指定された禦園囲区域を除く)に限る。」、川内村(平成24年3月30日付け指しにより設定された居住制度区域及び避難指示区域を除く)に限る。」、尼ヶ尾村(平成25年5月7日付け指しにより指定された禦園囲区域を除く)に限る。」、及び飯坂町(平成24年6月15日付け指しにより設定された禦園囲区域を除く)に限る。」

※6 福島県相馬市(平成25年3月20日付)は指标により設定された居住制限区域及びCS避難指云解除準備区域に限る。、川俣町(平成25年3月20日付)は指标により設定された居住制限区域及びCS避難指云解除準備区域に限る。、猪苗代町・富岡町(平成25年3月20日付)は指标により設定

④大熊町(平成14年11月30日付)指針による認定された未開拓農地を除く区域に限る。(浪江町)(平成25年3月7日付)指針による認定された未開拓農地を除く区域に限る。(浪江町)(平成25年3月7日付)指針による認定された未開拓農地を除く区域に限る。(浪江町)(平成25年3月7日付)指針による認定された未開拓農地を除く区域に限る。(浪江町)

熱帯低気圧(平成24年8月30日付)指小により設定された沿岸低気圧及び避難指小解除半径40kmに限る)、発達航行(平成23年7月1日付)指小により設定された海面越波限界を除く近傍を含む)。及び振舞航行(平成24年8月10日付)指小により設定された海面越波限界を除く区域に限る)。

※7 福島県相馬市平成24年3月30日付け指示により設定された居住制度区域に及ぼす避難指示解除準備措置に関する、川俣町平成25年8月7日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」、大熊町平成25年5月10日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」、双葉町平成25年5月10日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」、猪谷町平成25年5月10日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」、須賀川町平成25年5月10日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」、南相馬市平成25年5月10日付け指⽰により設定された「避難困難区域に限る」。

*8 鳥取県農業振興局「平成24年3月30日付け指示により認定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に関する」、川俣町「平成25年8月7日付け指示により認定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に関する」、富岡町「平成25年3月8日付け指示により認定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に関する」。

遷避困難区域を除く(区域に限る)。大熊町(成24年11月)付指示により設置された帰還困難区域を除く(区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付)指しに設置された帰還困難区域を除く(区域に限る)、川内村(平成26年12月16日付)指しに設置された避難困難区域を除く(区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付)指しに設置された避難困難区域を除く(区域に限る)、及び飯原村(平成26年6月15日付)指しに設置された帰還困難区域を除く(区域に限る)。

※9 福岡県川口町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

（区域に限る）。双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

*10 ウミタチナガ、カサゴ、クロダイ、サクラマス、マスガレイ、ムラサキ、ビンオスイ
*11 当該県において銅線をもつて生木について、県外への移動(12月始業式の生の木の除外)及びごみ箱への出荷を差し控えようとする

*12 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、英尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成30年5月28日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧榮館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
水産物	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	白立市、常陸太田市、常陸大宮市、城星町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜塙への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成30年5月28日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年5月28日現在

福島県	出荷制限
クサソテツ(ニコト)	H22.8.9～: 福島市、桑折町 H22.8.1～: 福島市、伊達市、南郷町、三春町 H22.8.2～: 川俣町 H22.8.7～: 田村市、古殿町 H22.8.10～: 二本松市、大玉村 H22.8.4.30～: 那山市 H22.8.14～: 震源地、落合村 H27.5.1～: 広野町
クサソテツ(ニコタ) (野生のものに限る。)	H28.4.24～H29.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南郷町
コシアブラ	H24.8.2～: 福島市、二子町 H24.8.7～: 那山市、白河市、伊豆河原町、桑折町、相馬市、相馬 H24.8.10～: 伊達市、須賀川市、大熊町、猪瀬町、下郷町、大玉村、西郷村、飯坂村 H24.8.15～: 遠野市、いわき市、川俣町、安積町、大泉町 H24.8.17～: 田村市、大泉町 H24.8.18～: 二本松市、大玉村 H24.8.19～: 桑折町 H24.8.20～: 震源地、落合村 H24.8.21～: 南郷町 H24.8.22～: 三島町、川俣村 H24.8.23～: 遠野市、大泉町 H24.8.24～: 本宮市、白河市、小野町、矢吹町、金津浦下町、玉川村、平田村、中島村 H24.8.25～: 三春町 H24.8.26～: 飯坂町 H24.8.27～: 金山町 H24.8.28～: 震源地 H24.8.29～: 二子町 H24.8.30～: いわき市、二子町 H24.8.31～: 福島市 H24.8.32～: 川俣町 H24.8.33～: 南郷町 H24.8.34～: 震源地、落合村 H24.8.35～: 遠野市 H24.8.36～: 二本松市 H24.8.37～: 田村市 H24.8.38～: 大玉村 H24.8.39～: 震源地、落合村、猪瀬町 H24.8.40～: 本宮市、震源地 H24.8.41～: 伊達市、震源地、南郷町 H24.8.42～: 南郷町 H24.8.43～: 二本松市 H24.8.44～: 田村市 H24.8.45～: 二子町 H24.8.46～: 福島市、川俣町、田村市、福島市、震源地 H24.8.47～: 伊達市、震源地、南郷町 H24.8.48～: 震源地、落合村 H24.8.49～: 本宮市 H24.8.50～: 伊達市 H24.8.51～: いわき市、震源地 H24.8.52～: 福島市 H24.8.53～: 那山市、白河市、相馬市、震源地 H24.8.54～: 大玉村、震源地 H24.8.55～: 川俣町 H24.8.56～: 震源地 H24.8.57～: 二子町 H24.8.58～: 福島市 H24.8.59～: 震源地 H24.8.60～: 落合村 H24.8.61～: 震源地 H24.8.62～: 北郷町 H27.5.2～: 震源地 H28.4.10～: 伊達市 H24.8.10～H28.9.1～解禁: いわき市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.11～解禁: 南相馬市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.12～解禁: 福島市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.13～H27.5.1～解禁: 福島市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H27.5.1～解禁: 福島市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.8.17～H28.8.24～解禁: 福島市 (被地されるるワラビは出荷制限の対象から除く。) H28.4.26～: 南郷町 H28.5.1～: 二本松市 H28.5.2～: 田村市 H28.5.3～: 大玉村 H28.5.4～: 震源地 H28.5.5～: 二子町 H28.5.6～: いわき市 H28.5.7～: 福島市 H28.5.8～: 那山市 H28.5.9～: 震源地 H28.5.10～: 二本松市 H28.5.11～: 田村市 H28.5.12～: 大玉村 H28.5.13～: 震源地、落合村 H28.5.14～: 二本松市 H28.5.15～: 田村市 H28.5.16～: 大玉村 H28.5.17～: 伊達市 H28.5.18～: 二子町 H28.5.19～: いわき市 H28.5.20～: 福島市 H28.5.21～: 那山市 H28.5.22～: 震源地 H28.5.23～: 二本松市 H28.5.24～: 田村市 H28.5.25～: 大玉村 H28.5.26～: 震源地 H28.5.27～: 二子町 H28.5.28～: いわき市 H28.5.29～: 福島市 H28.5.30～: 那山市 H28.5.31～: 震源地 H28.5.32～: 二本松市 H28.5.33～: 田村市 H28.5.34～: 大玉村 H28.5.35～: 震源地 H28.5.36～: 二子町 H28.5.37～: いわき市 H28.5.38～: 福島市 H28.5.39～: 那山市 H28.5.40～: 震源地 H28.5.41～: 二本松市 H28.5.42～: 田村市 H28.5.43～: 大玉村 H28.5.44～: 震源地 H28.5.45～: 二子町 H28.5.46～: いわき市 H28.5.47～: 福島市 H28.5.48～: 那山市 H28.5.49～: 震源地 H28.5.50～: 二本松市 H28.5.51～: 田村市 H28.5.52～: 大玉村 H28.5.53～: 震源地 H28.5.54～: 二子町 H28.5.55～: いわき市 H28.5.56～: 福島市 H28.5.57～: 那山市 H28.5.58～: 震源地 H28.5.59～: 二本松市 H28.5.60～: 田村市 H28.5.61～: 大玉村 H28.5.62～: 震源地 H28.5.63～: 二子町 H28.5.64～: いわき市 H28.5.65～: 福島市 H28.5.66～: 那山市 H28.5.67～: 震源地 H28.5.68～: 二本松市 H28.5.69～: 田村市 H28.5.70～: 大玉村 H28.5.71～: 震源地 H28.5.72～: 二子町 H28.5.73～: いわき市 H28.5.74～: 福島市 H28.5.75～: 那山市 H28.5.76～: 震源地 H28.5.77～: 二本松市 H28.5.78～: 田村市 H28.5.79～: 大玉村 H28.5.80～: 震源地 H28.5.81～: 二子町 H28.5.82～: いわき市 H28.5.83～: 福島市 H28.5.84～: 那山市 H28.5.85～: 震源地 H28.5.86～: 二本松市 H28.5.87～: 田村市 H28.5.88～: 大玉村 H28.5.89～: 震源地 H28.5.90～: 二子町 H28.5.91～: いわき市 H28.5.92～: 福島市 H28.5.93～: 那山市 H28.5.94～: 震源地 H28.5.95～: 二本松市 H28.5.96～: 田村市 H28.5.97～: 大玉村 H28.5.98～: 震源地 H28.5.99～: 二子町 H28.5.100～: いわき市 H28.5.101～: 福島市 H28.5.102～: 那山市 H28.5.103～: 震源地 H28.5.104～: 二本松市 H28.5.105～: 田村市 H28.5.106～: 大玉村 H28.5.107～: 震源地 H28.5.108～: 二子町 H28.5.109～: いわき市 H28.5.110～: 福島市 H28.5.111～: 那山市 H28.5.112～: 震源地 H28.5.113～: 二本松市 H28.5.114～: 田村市 H28.5.115～: 大玉村 H28.5.116～: 震源地 H28.5.117～: 二子町 H28.5.118～: いわき市 H28.5.119～: 福島市 H28.5.120～: 那山市 H28.5.121～: 震源地 H28.5.122～: 二本松市 H28.5.123～: 田村市 H28.5.124～: 大玉村 H28.5.125～: 震源地 H28.5.126～: 二子町 H28.5.127～: いわき市 H28.5.128～: 福島市 H28.5.129～: 那山市 H28.5.130～: 震源地 H28.5.131～: 二本松市 H28.5.132～: 田村市 H28.5.133～: 大玉村 H28.5.134～: 震源地 H28.5.135～: 二子町 H28.5.136～: いわき市 H28.5.137～: 福島市 H28.5.138～: 那山市 H28.5.139～: 震源地 H28.5.140～: 二本松市 H28.5.141～: 田村市 H28.5.142～: 大玉村 H28.5.143～: 震源地 H28.5.144～: 二子町 H28.5.145～: いわき市 H28.5.146～: 福島市 H28.5.147～: 那山市 H28.5.148～: 震源地 H28.5.149～: 二本松市 H28.5.150～: 田村市 H28.5.151～: 大玉村 H28.5.152～: 震源地 H28.5.153～: 二子町 H28.5.154～: いわき市 H28.5.155～: 福島市 H28.5.156～: 那山市 H28.5.157～: 震源地 H28.5.158～: 二本松市 H28.5.159～: 田村市 H28.5.160～: 大玉村 H28.5.161～: 震源地 H28.5.162～: 二子町 H28.5.163～: いわき市 H28.5.164～: 福島市 H28.5.165～: 那山市 H28.5.166～: 震源地 H28.5.167～: 二本松市 H28.5.168～: 田村市 H28.5.169～: 大玉村 H28.5.170～: 震源地 H28.5.171～: 二子町 H28.5.172～: いわき市 H28.5.173～: 福島市 H28.5.174～: 那山市 H28.5.175～: 震源地 H28.5.176～: 二本松市 H28.5.177～: 田村市 H28.5.178～: 大玉村 H28.5.179～: 震源地 H28.5.180～: 二子町 H28.5.181～: いわき市 H28.5.182～: 福島市 H28.5.183～: 那山市 H28.5.184～: 震源地 H28.5.185～: 二本松市 H28.5.186～: 田村市 H28.5.187～: 大玉村 H28.5.188～: 震源地 H28.5.189～: 二子町 H28.5.190～: いわき市 H28.5.191～: 福島市 H28.5.192～: 那山市 H28.5.193～: 震源地 H28.5.194～: 二本松市 H28.5.195～: 田村市 H28.5.196～: 大玉村 H28.5.197～: 震源地 H28.5.198～: 二子町 H28.5.199～: いわき市 H28.5.200～: 福島市 H28.5.201～: 那山市 H28.5.202～: 震源地 H28.5.203～: 二本松市 H28.5.204～: 田村市 H28.5.205～: 大玉村 H28.5.206～: 震源地 H28.5.207～: 二子町 H28.5.208～: いわき市 H28.5.209～: 福島市 H28.5.210～: 那山市 H28.5.211～: 震源地 H28.5.212～: 二本松市 H28.5.213～: 田村市 H28.5.214～: 大玉村 H28.5.215～: 震源地 H28.5.216～: 二子町 H28.5.217～: いわき市 H28.5.218～: 福島市 H28.5.219～: 那山市 H28.5.220～: 震源地 H28.5.221～: 二本松市 H28.5.222～: 田村市 H28.5.223～: 大玉村 H28.5.224～: 震源地 H28.5.225～: 二子町 H28.5.226～: いわき市 H28.5.227～: 福島市 H28.5.228～: 那山市 H28.5.229～: 震源地 H28.5.230～: 二本松市 H28.5.231～: 田村市 H28.5.232～: 大玉村 H28.5.233～: 震源地 H28.5.234～: 二子町 H28.5.235～: いわき市 H28.5.236～: 福島市 H28.5.237～: 那山市 H28.5.238～: 震源地 H28.5.239～: 二本松市 H28.5.240～: 田村市 H28.5.241～: 大玉村 H28.5.242～: 震源地 H28.5.243～: 二子町 H28.5.244～: いわき市 H28.5.245～: 福島市 H28.5.246～: 那山市 H28.5.247～: 震源地 H28.5.248～: 二本松市 H28.5.249～: 田村市 H28.5.250～: 大玉村 H28.5.251～: 震源地 H28.5.252～: 二子町 H28.5.253～: いわき市 H28.5.254～: 福島市 H28.5.255～: 那山市 H28.5.256～: 震源地 H28.5.257～: 二本松市 H28.5.258～: 田村市 H28.5.259～: 大玉村 H28.5.260～: 震源地 H28.5.261～: 二子町 H28.5.262～: いわき市 H28.5.263～: 福島市 H28.5.264～: 那山市 H28.5.265～: 震源地 H28.5.266～: 二本松市 H28.5.267～: 田村市 H28.5.268～: 大玉村 H28.5.269～: 震源地 H28.5.270～: 二子町 H28.5.271～: いわき市 H28.5.272～: 福島市 H28.5.273～: 那山市 H28.5.274～: 震源地 H28.5.275～: 二本松市 H28.5.276～: 田村市 H28.5.277～: 大玉村 H28.5.278～: 震源地 H28.5.279～: 二子町 H28.5.280～: いわき市 H28.5.281～: 福島市 H28.5.282～: 那山市 H28.5.283～: 震源地 H28.5.284～: 二本松市 H28.5.285～: 田村市 H28.5.286～: 大玉村 H28.5.287～: 震源地 H28.5.288～: 二子町 H28.5.289～: いわき市 H28.5.290～: 福島市 H28.5.291～: 那山市 H28.5.292～: 震源地 H28.5.293～: 二本松市 H28.5.294～: 田村市 H28.5.295～: 大玉村 H28.5.296～: 震源地 H28.5.297～: 二子町 H28.5.298～: いわき市 H28.5.299～: 福島市 H28.5.300～: 那山市 H28.5.301～: 震源地 H28.5.302～: 二本松市 H28.5.303～: 田村市 H28.5.304～: 大玉村 H28.5.305～: 震源地 H28.5.306～: 二子町 H28.5.307～: いわき市 H28.5.308～: 福島市 H28.5.309～: 那山市 H28.5.310～: 震源地 H28.5.311～: 二本松市 H28.5.312～: 田村市 H28.5.313～: 大玉村 H28.5.314～: 震源地 H28.5.315～: 二子町 H28.5.316～: いわき市 H28.5.317～: 福島市 H28.5.318～: 那山市 H28.5.319～: 震源地 H28.5.320～: 二本松市 H28.5.321～: 田村市 H28.5.322～: 大玉村 H28.5.323～: 震源地 H28.5.324～: 二子町 H28.5.325～: いわき市 H28.5.326～: 福島市 H28.5.327～: 那山市 H28.5.328～: 震源地 H28.5.329～: 二本松市 H28.5.330～: 田村市 H28.5.331～: 大玉村 H28.5.332～: 震源地 H28.5.333～: 二子町 H28.5.334～: いわき市 H28.5.335～: 福島市 H28.5.336～: 那山市 H28.5.337～: 震源地 H28.5.338～: 二本松市 H28.5.339～: 田村市 H28.5.340～: 大玉村 H28.5.341～: 震源地 H28.5.342～: 二子町 H28.5.343～: いわき市 H28.5.344～: 福島市 H28.5.345～: 那山市 H28.5.346～: 震源地 H28.5.347～: 二本松市 H28.5.348～: 田村市 H28.5.349～: 大玉村 H28.5.350～: 震源地 H28.5.351～: 二子町 H28.5.352～: いわき市 H28.5.353～: 福島市 H28.5.354～: 那山市 H28.5.355～: 震源地 H28.5.356～: 二本松市 H28.5.357～: 田村市 H28.5.358～: 大玉村 H28.5.359～: 震源地 H28.5.360～: 二子町 H28.5.361～: いわき市 H28.5.362～: 福島市 H28.5.363～: 那山市 H28.5.364～: 震源地 H28.5.365～: 二本松市 H28.5.366～: 田村市 H28.5.367～: 大玉村 H28.5.368～: 震源地 H28.5.369～: 二子町 H28.5.370～: いわき市 H28.5.371～: 福島市 H28.5.372～: 那山市 H28.5.373～: 震源地 H28.5.374～: 二本松市 H28.5.375～: 田村市 H28.5.376～: 大玉村 H28.5.377～: 震源地 H28.5.378～: 二子町 H28.5.379～: いわき市 H28.5.380～: 福島市 H28.5.381～: 那山市 H28.5.382～: 震源地 H28.5.383～: 二本松市 H28.5.384～: 田村市 H28.5.385～: 大玉村 H28.5.386～: 震源地 H28.5.387～: 二子町 H28.5.388～: いわき市 H28.5.389～: 福島市 H28.5.390～: 那山市 H28.5.391～: 震源地 H28.5.392～: 二本松市 H28.5.393～: 田村市 H28.5.394～: 大玉村 H28.5.395～: 震源地 H28.5.396～: 二子町 H28.5.397～: いわき市 H28.5.398～: 福島市 H28.5.399～: 那山市 H28.5.400～: 震源地 H28.5.401～: 二本松市 H28.5.402～: 田村市 H28.5.403～: 大玉村 H28.5.404～: 震源地 H28.5.405～: 二子町 H28.5.406～: いわき市 H28.5.407～: 福島市 H28.5.408～: 那山市 H28.5.409～: 震源地 H28.5.410～: 二本松市 H28.5.411～: 田村市 H28.5.412～: 大玉村 H28.5.413～: 震源地 H28.5.414～: 二子町 H28.5.415～: いわき市 H28.5.416～: 福島市 H28.5.417～: 那山市 H28.5.418～: 震源地 H28.5.419～: 二本松市 H28.5.420～: 田村市 H28.5.421～: 大玉村 H28.5.422～: 震源地 H28.5.423～: 二子町 H28.5.424～: いわき市 H28.5.425～: 福島市 H28.5.426～: 那山市 H28.5.427～: 震源地 H28.5.428～: 二本松市 H28.5.429～: 田村市 H28.5.430～: 大玉村 H28.5.431～: 震源地 H28.5.432～: 二子町 H28.5.433～: いわき市 H28.5.434～: 福島市 H28.5.435～: 那山市 H28.5.436～: 震源地 H28.5.437～: 二本松市 H28.5.438～: 田村市 H28.5.439～: 大玉村 H28.5.440～: 震源地 H28.5.441～: 二子町 H28.5.442～: いわき市 H28.5.443～: 福島市 H28.5.444～: 那山市 H28.5.445～: 震源地 H28.5.446～: 二本松市 H28.5.447～: 田村市 H28.5.448～: 大玉村 H28.5.449～: 震源地 H28.5.450～: 二子町 H28.5.451～: いわき市 H28.5.452～: 福島市 H28.5.453～: 那山市 H28.5.454～: 震源地 H28.5.455～: 二本松市 H28.5.456～: 田村市 H28.5.457～: 大玉村 H28.5.458～: 震源地 H28.5.459～: 二子町 H28.5.460～: いわき市 H28.5.461～: 福島市 H28.5.462～: 那山市 H28.5.463～: 震源地 H28.5.464～: 二本松市 H28.5.465～: 田村市 H28.5.466～: 大玉村 H28.5.467～: 震源地 H28.5.468～: 二子町 H28.5.469～: いわき市 H28.5.470～: 福島市 H28.5.471～: 那山市 H28.5.472～: 震源地 H28.5.473～: 二本松市 H28.5.474～: 田村市 H28.5.475～: 大玉村 H28.5.476～: 震源地 H28.5.477～: 二子町 H28.5.478～: いわき市 H28.5.479～: 福島市 H28.5.480～: 那山市 H28.5.481～: 震源地 H28.5.482～: 二本松市 H28.5.483～: 田村市 H28.5.484～: 大玉村 H28.5.485～: 震源地 H28.5.486～: 二子町 H28.5.487～: いわき市 H28.5.488～: 福島市 H28.5.489～: 那山市 H28.5.490～: 震源地 H28.5.491～: 二本松市 H28.5.492～: 田村市 H28.5.493～: 大玉村 H28.5.494～: 震源地 H28.5.495～: 二子町 H28.5.496～: いわき市 H28.5.497～: 福島市 H28.5.498～: 那山市 H28.5.499～: 震源地 H28.5.500～: 二本松市 H28.5.501～: 田村市 H28.5.502～: 大玉村 H28.5.503～: 震源地 H28.5.504～: 二子町 H28.5.505～: いわき市 H28.5.506～: 福島市 H28.5.507～: 那山市 H28.5.508～: 震源地 H28.5.509～: 二本松市 H28.5.510～: 田村市 H28.5.511～: 大玉村 H28.5.512～: 震源地 H28.5.513～: 二子町 H28.5.514～: いわき市 H28.5.515～: 福島市 H28.5.516～: 那山市 H28.5.517～: 震源地 H28.5.518～: 二本松市 H28.5.519～: 田村市 H28.5.520～: 大玉村 H28.5.521～: 震源地 H28.5.522～: 二子町 H28.5.523～: いわき市 H28.5.524～: 福島市 H28.5.525～: 那山市 H28.5.526～: 震源地 H28.5.527～: 二本松市 H28.5.528～: 田村市 H28.5.529～: 大玉

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年5月28日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年5月28日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年5月28日現在

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.9.10～H25.1.22制限: 鹿児島県内の鹿児島川のうち日出市足尾町内の区域(支流を含む。ただし、鹿串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26制限: 佐野川(支流を含む。)
	イワシ(繁殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 鹿児島県内の鹿児島川のうち日出市足尾町内の区域(支流を含む。) H24.6.20～H25.7.23制限: 鹿児島県内の鹿児島川のうち日出市足尾町内の区域(支流を含む。)
	ウグイ(繁殖を除く。)	H24.5.30～H24.9.28制限: 大隅川(支流を含む。ただし、東井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.23制限: 武志川(支流を含む。)及び鹿児島県の都城川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、椎原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H22.8.2～H23.8.21～期間制限: 全域 H22.8.2～H23.8.21～期間制限: 全域 H22.8.2～H23.8.21～期間制限: 全域
肉	イノシシの肉	H22.8.2～H23.8.21～期間制限: 全域
	シカの肉	H23.7.8～H24.1.16～期間制限: 鹿児島市
その他	茶	H22.8.2～H23.8.21～期間制限: 大隅市 H23.8.2～H25.5.31制限: 鹿児島市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.3.21～4.8制限: 全域
	カサナ	H23.4.1～4.8制限: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.1.20～: 須田町、伊香保温、伊香村 H24.1.20～: 高崎市 H24.1.20～: 草津町 H24.1.20～: 長野市 H24.1.20～: 飯田市
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.27～: 鹿児島県側から直販電力株式会社佐久美発所都城水産までの中区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.8制限: 鹿児島川(支流を含む。)
	イワシ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.4.25制限: 小隅川(支流を含む。)及び種ノ木川(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9制限: 鹿児島のうち川内川河川の上流(支流を含む。) H24.8.8～H25.1.28制限: 鹿児島川(支流を含む。) H25.1.12～H25.1.28制限: 鹿児島川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.1.10～: 全域
肉	シカの肉	H24.1.10～: 全域
	ヤマリの肉	H24.1.14～: 全域
	茶	H23.8.0～H25.3.28制限: 鹿児島市 H23.8.0～H25.3.7制限: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、幸手市 H24.10.28～: ときがわ町 H24.11.26～: 鶴ヶ島市
	千葉県	出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.4.4～4.22制限: 鹿嶋市、多古町
	ショウガ、チキンソイ、サンチュ	H23.4.4～4.22制限: 鹿嶋市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22制限: 鹿嶋市
農産物	セリリー	H24.4.5～H25.10.23制限: 市原市、木更津市 H24.4.6～H25.1.14制限: 実川町 H24.4.6～H25.8.21制限: 我孫子市
	タケノコ	H24.4.11～H27.1.22制限: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23制限: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23制限: 刻葉町 H24.4.12～H25.10.23制限: 朝霞市
	原木シタケ(露地栽培)	H25.1.11～: 鳥取市 H25.1.11～H28.10.14～期間制限: 鳥取市(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。 H28.1.19～: 鳥取市 H25.1.22～H28.10.14～期間制限: 鳥取市 H24.2.29～H26.1.29～期間制限: 鮎川町 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 八千代市 H24.8.16～H24.9.19～期間制限: 山武郡(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。 H25.1.14～H28.10.14～期間制限: 実川町(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。 H24.4.13～H28.1.2～期間制限: 不老町 H24.4.13～H28.1.2～期間制限: 山武郡 H24.4.13～H28.1.2～期間制限: 鳥取市(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。 H24.1.10～H25.1.15～期間制限: 鳥取市(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。 H24.1.14～H25.1.15～期間制限: 鳥取市(ただし、県の定める暫定計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。
水産物	ヨシノ	H24.7.16～: 幸手市(幸手市営水道に流入する支川(支流を含む。), 幸手川(支流を含む。)) H25.1.29～: 幸手市(幸手市営水道に流入する支川(支流を含む。), 幸手川(支流を含む。))
	ウナギ	H23.8.15～H24.5.25制限: 八千代市 H23.8.2～H24.5.25制限: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H24.5.25制限: 佐野市
	肉	H24.11.8～H25.1.15～期間制限: 金崎町(県の定める暫定計画に基づき管理されるシカの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～7制限: 大崎白里町 H23.7.4～H24.5.21制限: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25制限: 八千代市 H23.8.2～H24.5.25制限: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H24.5.13制限: 佐野市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29制限: 南足柄市 H23.8.23～10.12制限: 松田町、山北町 H23.8.23～10.26制限: 相模原市 H23.8.23～10.26制限: 中野町 H23.8.23～11.06制限: 箱根町 H23.8.2～H24.4.10.15制限: 道志郡
新潟県		出荷制限
農産物	シカアリ(野生のものに限る。)	H24.8.8～: 魚沼市、南魚沼 H25.2.1～: 南魚沼市、糸魚川市
肉	クマの肉	H24.11.8～: 金崎町(金崎町の定める前・後者方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
	イノシシの肉	
その他	茶	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.29～: 鹿児野町、御代野町 H24.10.1～: 小川町、御代野町(マツタケ林) H24.10.1～: 佐久市(マツタケ林) H24.10.1～: 佐久市(マツタケ林) H24.10.1～: 佐久市(マツタケ林) H24.10.1～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケ林に限る。) H25.10.1～H27.11.20制限: 小川町(マツタケ林に限る。) H25.10.1～H27.11.20制限: 小川町(マツタケ林に限る。) H25.10.1～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケ林に限る。) H25.10.1～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケ林に限る。)
	コシアラ	H26.8.21～: 長野市、茅野沢町 H26.8.22～: 中野市、茅野沢町 H27.1.28～: 木曽町 H27.1.28～: 木曽町
	肉	H24.12.7～H25.1.27～期間制限: 佐久市(県の定める前・後者方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 関葉町、小山町 H25.10.3～: 富士市、富士市 H26.10.7～: 鶴舞町
	肉	
	茶	

■の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成30年5月28日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～ 下記の地域以外	
H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	
H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～ 下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
野菜	
H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～ 下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
H23.3.23～5.4解除: いわき市	
H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、植葉岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
アブラナ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)	
H23.3.23～4.27解除: いわき市	
H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、植葉岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	
H23.4.13～: 飯舘村	
キノコ類(野生のものに限る。)	
H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
H23.9.15～: いわき市、棚倉町	
H23.9.20～: 南相馬市	
水産物	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	
イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村
H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

*■の箇所は摂取制限の対象